北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

㈣　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑷　まいわし

（単位：トン）

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	19,000
三重県	30,000
島根県	66,000
長崎県	8,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

㈣　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量

㈣　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

⑹　するめいか

（単位：トン）

都道府県名	数量

㈣　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量

㈣　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第７　大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

第８　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

１　漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

２　第２種特定海洋生物資源ごとの平成28年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

⑴　あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第１項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）のうち手繰第１種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第６号）第１条第１項第１号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業（うち１そうびき）	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分９秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く。）	平成28年４月１日から平成28年５月31日まで	2
沖合底びき網漁業（うち２そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成28年４月１日から平成28年５月31日まで	6
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る。）まで	平成28年４月１日から平成28年５月31日まで	1

⑵　いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、１月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採捕の種類	海域	期間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成28年７月１日から平成28年８月31日まで

⑶　さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で62,818（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。